

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解当事者

申立人 中野区

相手方 元中野区職員

2 経過の概要

相手方は、平成9年度から平成13年度までの間に受領した旧中野区立中野体育館の施設の使用料の一部を横領し、申立人に合計2,303万1,695円の損害を与えた。相手方は、当該損害額について申立人に対し支払義務があることを認め、その一部を分納により支払っていたが、相手方が平成31年3月までの間に分納する旨を誓約した額の一部である合計51万円が未払となったため、当該未払額について申立人が東京簡易裁判所に訴え提起前の和解を申し立てた。

3 申立て経過

令和3年(2021年)11月5日 東京簡易裁判所に訴え提起前の和解申立て

令和4年(2022年)1月13日 和解期日 和解成立

4 和解条項

- (1) 相手方は、申立人に対し、旧中野区立中野体育館の施設の使用料の一部を横領したことにより申立人に与えた損害のうち相手方が分納する旨を誓約しながらも支払がなされていない金額の合計51万円について、支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、(1)の51万円を次のとおり分割して、申立人の指定する方法で支払う。
 - ア 令和4年2月から令和6年2月まで、毎月5日限り2万円ずつ
 - イ 令和6年3月5日限り、1万円
- (3) 相手方が(2)の金員の支払を怠り、その額が4万円に達したときは、当然に(2)の期限の利益を失い、相手方は、申立人に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (4) 和解費用は、各自の負担とする。